**OIモデル契約書ver2.1タームシート**

**（共同研究開発契約（AI）用）**

作成日：●年●月●日

作成者：●●●●

|  |  |
| --- | --- |
| 当事者（前文） | X社（甲） |
| Y社（乙） |
| 目的 | 【共同開発のテーマ】  甲のAI技術を適用した介護施設における被介護者の見守用高機能カメラシステム（「本見守りカメラシステム」）に利用する学習済みモデル（「カスタマイズモデル」）及び連携システム（「本連携システム」）の開発 【共同開発の目的】 本学習済みモデル及び本連携システムを利用した本見守りカメラシステムの開発および製品化 【共同開発の成果物】  ⅰ本学習済みモデル（カスタマイズモデル）  ⅱ本連携システム  ⅲ本連携システムに関連するドキュメント（本ドキュメント） |
| 役割分担 | 甲の役割（「甲業務」）：  　対象データの収集・前処理  　対象データにアノテーションを行うことによる本学習用データセットの作成  　対象データによる本学習済みモデルの生成  　本連携システムの開発および本ドキュメントの作成  乙の役割（「乙業務」）：  　対象データの収集及び甲への提供  　対象データにアノテーションを行う際のノウハウ提供  　本学習済みモデルの精度の向上に必要な介護事故の発生原因や検知に関するノウハウ・知見の提供  　本学習済みモデルおよび本連携システムの性能評価 |
| 作業期間 | ●●年●●月●●日～●●年●●月●●日 |
| 甲の義務 | ・　善管注意義務  ・　完成義務の不存在および成果・結果の非保証 |
| 乙の義務 | ・　善管注意義務  ・　リバースエンジニアリング、再利用モデル生成行為および蒸留行為の禁止 |
| 再委託 | 乙の事前書面承諾が必要 |
| 成果物の提供方法 | ⅰ　本学習済みモデル 提供方法：一定期間（確認期間）中、甲サーバ上にAPI提供可能な状況で置く  ⅱ　本連携システム  提供方法：ソースコードを乙サーバに甲がインストール  ⅲ　本ドキュメント  提供方法：PDF形式により提供 |
| 対価及び支払い方法 | ①　本学習済みモデルに関する委託料  　●●円（外税）を以下のとおり分割して支払う  本契約締結日から7日以内●●円  　　　乙による成果物確認日から7日以内●●円  ②　本連携システムおよび本ドキュメントに関する委託料  　●●円（外税）を以下のとおり分割して支払う  本契約締結日から7日以内●●円  乙による成果物確認日から7日以内●●円 |
| 対象データ等 | 乙が提供するデータ ＝ 対象データ  対象データ ＋ 乙が提供する資料等 ＝ 対象データ等   * 対象データの内容・量・提供方法は別紙で特定 * 乙：対象データの提供義務 　　対象データ等の正確性等につき非保証 * 甲：対象データ等の正確性等の確認義務無し 　　対象データの機密保持・管理義務、目的外使用禁止   　　　　 → 本契約終了後も3年間存続   * 対象データ等に誤りまたは提供遅延があった場合 → 甲は完成時期の遅延、不適合につき免責 |
| 本学習用データセット | 本学習用データセット＝対象データを甲が本共同開発のために整形または加工したデータ（対象データの派生物）   * 甲：乙に対する開示義務無し * 甲：本共同開発遂行の目的以外の利用・第三者開示禁止。 * 甲：本件業務終了後に削除 ただし、成果物の利用に関する契約を締結した場合は上記は不適用 |
| 秘密保持 | 従前のPoC契約における秘密保持条項を上書き（ただし対象データを除く）   * 秘密情報：無限定 * 公表可能：研究開発開始の事実 * 存続期間：本契約終了後も3年間存続 |
| 個人情報 | 対象データに個人情報が含まれる場合   * 乙：個人情報保護法上必要な手続きを履践したことの保証 * 乙：事前明示義務 * 甲：個人情報保護法上必要な手続きを履践する義務 |
| 本件成果物等の知的財産権の帰属、利用条件 | ① 著作権の帰属   * 本連携システムおよび本ドキュメント：委託料全額の支払いと同時に乙に移転 * それ以外：甲に単独帰属。ただし、甲に倒産リスクが生じた場合、乙は無償譲渡を請求可   ② 著作権を除く知的財産権（特許権等）の帰属   * 発明者主義   ③　本件成果物等の利用条件   * 本学習済みモデル：別途甲乙間で定める利用契約による * 本連携システムおよび本ドキュメント   ：甲による保守・運用・追加学習の目的での利用を無償許諾 |
| 損害賠償 | 乙→甲の損害賠償請求権に関する制限  質的制限：現実に発生した直接かつ通常の損害に限定 　　　　　　 特別損害（含、逸失利益）は除外  量的制限：本契約の委託料が上限  両制限とも甲が故意重過失の場合を除く |
| 有効期間 | 契約締結日から委託料の支払日または成果物の確認完了日のいずれか遅い日まで |
| 準拠法 | 日本法 |
| 裁判管轄 | ●地方裁判所 |
| その他 | 責任者の選任および連絡協議会、OSS含む第三者ソフトウェアの利用、権利義務譲渡の禁止、解除、存続条項、協議解決 |